ことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない旨を追加することとした。（前文関係）

(二)　ハンセン病の患者であった者等の家族についても、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、趣旨、基本理念、国及び地方公共団体の責務、関係者の意見の反映のための措置並びに名誉の回復の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を追加することとした。（第一条、第三条第一項、第四条～第六条及び第一八条関係）

(三)　何人も、ハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとすることとした。（第三条第三項関係）

2　ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復のための支援等

国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一七条第二項関係）

3　国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の充実の努力義務

国は、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一一条第一項関係）

4　国立ハンセン病療養所医師等の兼業に関する特例

(一)　国立ハンセン病療養所医師等は、所外診療を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、その正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合又は報酬を得て、行うこととなる場合のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の承認を受けることができることとした。（第一一条の二第一項関係）

(二)　(一)の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法上の職務専念義務に関する規定は、適用しないこととした。（第一一条の二第二項関係）

(三)　(一)の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法上の内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要しないこととした。（第一一条の二第三項関係）

(四)　(一)の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、その勤務しない一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。（第一一条の二第四項関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（財務省）

1　法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の公表は、国税庁長官が法人番号の指定をした後（当該公表に係る法人番号の指定を受けた者が人格のない社団等である場合にあっては、当該指定をし、及びその代表者又は管理人の同意を得た後）、速やかに行うこととした。（第四一条関係）

2　この政令は、令和二年一月一四日から施行することとした。

◇古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六五号）（警察庁）

古物営業法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二一号）の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

◇古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六六号）（警察庁）

一　古物営業法施行令の一部改正関係

古物営業法施行令（平成七年政令第三二六号）について、古物営業法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二一号。以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成一二年政令第一六号）について、改正法の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二八条の規定による交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（経済産業省）

1　経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、デトネーションエンジン等を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一及び別表第三の三関係）

2　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二項関係）

3　元号を改める政令（平成三一年政令第一四三号）の施行に伴う所要の整理を行うこととした。（附則第三項関係）

4　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。ただし、附則第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行することとした。